

盛岡市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 12 月 1 日付け 29 盛監第 52 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 商工観光部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛 も 第 108 号
平成 30 年 2 月 22 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 1 日付け 29 盛監第 52 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（商工観光部ものづくり推進課）
 - (1) 公の施設の指定管理に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (2) 業務委託契約に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 事前承認を得ていない者に下請負させているもの
 - イ 仕様書に定める業務計画書が提出されていないもの
- 2 措置の状況
 - (1) 措置の内容
 - ア 指摘事項(1)について
公の施設に指定管理に当たり、基本協定書に基づく業務の第三者委託の事前承認について、適正な事務を執行するよう、課内研修で課員への指導及び周知を徹底した。
 - イ 指摘事項(2)アについて
業務委託契約に当たり、委託契約約定の規定に基づく下請負の事前承認について、適正な事務を執行するよう、課内研修で課員への指導及び周知を徹底した。
 - ウ 指摘事項(2)イについて
業務委託契約に当たり、仕様書に基づく必要書類の收受確認を適切に行うよう、課内研修で課員への指導及び周知を徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、当課及び指定管理者における基本協定内容の認識及び確認が不足していたことによるものである。

今後は、事前承認を確実にを行うよう、複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)アについて

原因は、委託契約約定の認識及び確認が不足していたことによるものである。

今後は、事前承認を確実にを行うよう、複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(2)イについて

原因は、仕様書の認識及び確認が不足していたことによるものである。

今後は、仕様書に定める書類の收受を確実にを行うよう、複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。